

令和6年12月20日
都市局まちづくり推進課

島根県松江市の中心市街地エリアにおける まちの賑わいの向上に資するまちづくり事業を支援します！

～「しまぎんまちづくりファンド」を設立！～

本日、国土交通省が一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO 機構）を通じて支援をする「しまぎんまちづくりファンド有限責任事業組合（しまぎんまちづくりファンド）」が設立されました。

MINTO 機構と地域金融機関である島根銀行との連携による同ファンド設立により、松江市の中心市街地エリアの空き家・空き店舗等のリノベーション等に取り組む民間まちづくり事業を支援し、まちの賑わい向上の実現につなげることが期待されています。

【ファンド設立趣旨】

- 松江市の中心市街地は、松江城を始めとする多くの歴史的資産や城下町としての街並み、宍道湖や大橋川などの水景が現存する国際文化観光都市[※]ですが、人口減少に伴い、空き家・空き店舗の増加が課題となっています。

※ 松江国際文化観光都市建設法（昭和26年法律第7号）により認定

- この課題に対応するため、国土交通省が MINTO 機構を通じて支援を行う「まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）」（別紙参照）の一環として、本日、同機構と島根銀行が連携して民間まちづくりを支援する「しまぎんまちづくりファンド」が設立されました。
- ファンドの設立により、対象エリアにおいて、空き家・空き店舗などのリノベーション等により宿泊施設・飲食施設・交流施設・イベント施設・体験施設・貸しオフィスなどの施設を整備・運営する民間まちづくり事業を支援し、まちの賑わい向上の実現につなげることが期待されています。

【ファンドによる支援対象エリア】

「松江市中心市街地エリアビジョン」に定められた地域及びその周辺



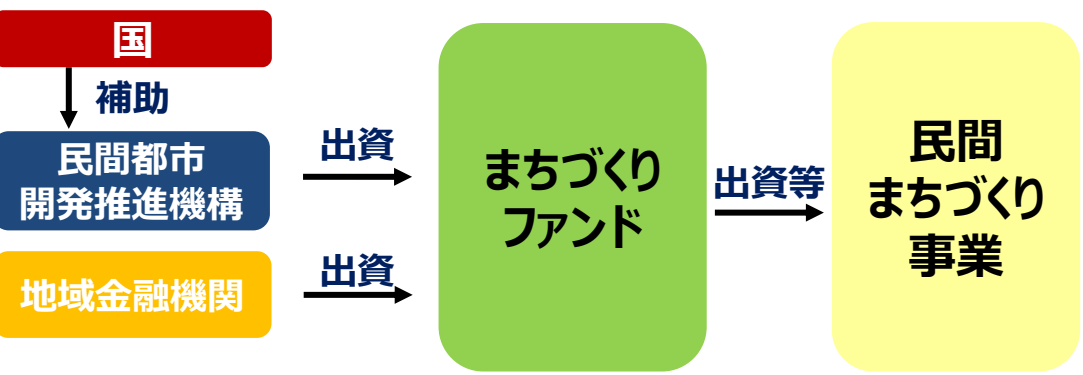
<問い合わせ先>

都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室 長谷川、門前、日比野
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532,30-614,32-544)
03-5253-8127(直通)

まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）

○一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、（一財）民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資・融資等により支援し、地域内の資金循環を促進。

■ スキーム



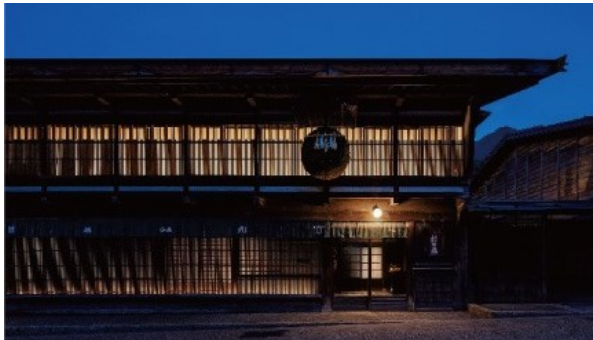
■ 主な要件

- 民都開発推進機構→まちづくりファンドへの支援**
- 支援対象者：有限責任事業組合、投資事業有限責任組合その他の組合、合同会社、株式会社その他の会社等
-
- まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援**
- 支援対象者：民間まちづくり事業者
 - 支援対象事業：地域内の一定の区域の価値向上を図りつつ、当該地域の課題解決に資する民間まちづくり事業
 - 支援限度額
 - ・出資の場合、当該出資を受けた直後の対象事業者の資本（純資産）の額の3分の2又は総事業費の3分の2のいずれか少ない額
 - ・融資の額は、総事業費の3分の2

■ 制度活用事例

支援事例1：ホテル ながのけんしん奈良井宿まちづくりファンド（長野県長野市）

- 築約200年の伝統的建造物である旧酒蔵・旧民宿の建物をリノベーションして、宿泊施設・レストランを運営。



出典：民間都市開発推進機構HPより

支援事例2：温泉 長門湯本温泉まちづくりファンド（山口県長門市）

- 2017年に営業を終了した公衆浴場を、新たに飲食棟を併設した入浴施設に整備し運営。



出典：民間都市開発推進機構HPより